

論 説

官営製鉄所成立前史

官業釜石鉱山廃止以後

長 島 修

目 次

- はじめに
第 1 節 釜石鉱山の挫折
第 2 節 海軍省への譲渡決定から取消へ
小括

は じ め に

本稿は、海軍省所管製鋼所案が成立する過程を研究¹⁾する一環として、工部省によって官業となった釜石鉱山の廃止から 1887 年の田中長兵衛への払い下げまでの釜石鉱山の動向について検討することを課題としている。従来の研究は、釜石鉱山の操業失敗の技術史的研究²⁾、釜石鉱山の政策的な位置づけに関する研究³⁾、払い下げに関する研究⁴⁾が主流であった。本研究は、こうした研究を踏まえつつも、釜石鉱山を民間に払い下げる過程が、田中長兵衛への単線的なものではなかったことを明らかにすることによって、政府の製鉄事業政策の実態にせまろうとするものである⁵⁾。何故、田中長兵衛に払い下げられたのかは実はよくわかっていない。

-
- 1) 本稿は、拙稿「官営製鉄所成立史の一局面 海軍省所管製鋼所案の性格に関連して」(高村直助編著『資本主義への道』(日本経済評論社、近刊)の前提をなすものである。本稿は、上記拙稿に収めきれない部分を加筆してまとめたものである。なお、拙稿「製鉄事業の調査委員会と製鉄所構想」(長野暹編『八幡製鐵所史の研究』日本経済評論社、2003 年 10 月)をも参照されたい。
- 2) 三枝博音、飯田賢一『日本近代製鉄技術発達史』(東洋経済新報社、1957 年 5 月)第 2 章。飯田賢一氏らの先駆的な研究は、ほぼ通説となっている。飯田賢一『日本鉄鋼技術史論』(三一書房、1973 年 4 月)東條由紀彦「初期製鉄業と職工社会」(高村直助編著『企業勃興』ミネルヴァ書房、1992 年 3 月)をも参照。
- 3) 釜石鉱山の政策的な位置づけについては、詳細な史料検討によった鈴木淳「製鉄事業の挫折」(鈴木淳編著『工部省とその時代』山川出版社、2002 年 10 月)が近年最も充実した成果となっている。石塚裕道『日本資本主義成立史 - 明治国家と殖産興業』(吉川弘文館、1973 年 10 月)をも参照。
- 4) 小林正彬『日本の工業化と官業払下げ』(東洋経済新報社、1977 年 12 月、第 7 章)。同「釜石製鉄所の払下げ」(『経済系』第 106 集、1975 年 12 月)。同論文は、大島高任の高炉から田中長兵衛への払い下げの過程を詳細に検討した最も包括的な論文である。しかし、田中長兵衛の払い下げをめぐる環境については、十分ではない。著者は、その点について海軍省と競合関係を入れたときどうなるかを本論文で付け加えているにすぎない。
- 5) 工部省における製鉄事業およびその時期の製鉄所の構想については、鈴木淳「製鉄事業の挫折」(鈴木淳編著『工部省とその時代』山川出版社、2002 年 10 月)を参照。釜石払い下げ後、製鉄事業の必要性は軍拡政策の登場によって明らかになってきたが、それを再び官収することは理論的には可能であっても、
- (次頁に続く)

現在までのところ、筆者も確定的な解答を得たわけではない。しかし、田中長兵衛への払い下げをとりまく環境がどのようなものであったのか、を考慮に入れると、その後海軍省の製鉄所構想についてより整合的な理解が可能となる。海軍省所管製鋼所案の成立する前史として釜石鉱山廃止は、関係するからである。田中長兵衛への払い下げと海軍省の製鉄所構想との関係を本稿では明らかにしてゆきたい。

第1節 釜石鉱山の挫折

<官業釜石鉱山の消長>

釜石鉱山における洋式高炉の建設と操業の成功(1857年)は、日本の製鉄業史における画期となるものであることは、すでに従来の研究によって明らかにされている⁶⁾。釜石銑鉄は、水戸藩の反射炉に用いられる砲铸造用の素材として製造された。しかし、幕府による徳川斉昭の謹慎処分によって、反射炉の事業は頓挫し、有力な販売先を失った釜石の製鉄事業は挫折した。釜石は藩営事業となったのち、経営は民間に移った。しかし、明治維新以後、再び明治政府の殖産興業政策の重要な位置づけを与えられた。釜石鉱山は、工部省が発足した当初から軍器生産の素材供給地として位置づけられ、御雇い外国人ゴットフレーの調査復命によって1874年「官掘場」として指定されたのである。工部省は釜石において高炉操業を行い、そこで生産された銑鉄を、長崎造船所の機械・軍器製造と結びつけようと考えていた。また、鉄道鉱山用機械その他の機械を生産する目的で赤羽製作所(1877年赤羽工作分局と改称)を開設し、それと横須賀造船所を結びつけて軍器生産を確保しようとしたのである。釜石製鉄所は採鉱・製錬、冶金・造機(鑄砲、造船)という工部省の軍事技術体系のなかに位置づけられていたのである。1875

払い下げ契約の内容からみても困難であった。もし再び官収するとすれば、払い下げ時の価格で行ったとしても、田中に対して18万円の差益をもたらすことになったといわれる(『大阪朝日新聞』(1891年10月10日)。また、自由党のなかにも、釜石の再官収には批判があった。竹富時敏は、「今日の事何そ他言を須ひんや」(自由党『党報』第2号、1891年11月10日)において、「釜石を無代償同様に払下げ、今再びこれを買上げるのはおかしいと政府に釘をさしている。

政府と民党の対立の激しい、当時の議会の状況では、釜石の再官収は不可能であった。ただし、『鉄考』に収められた小花冬吉の作成した「製鉄所設立計画予算案」(明治24年6月)によれば、鉄山を所有した銑鋼一貫製鉄所構想であった(小花冬吉「製鉄所設立計画予算」(1891年6月、『鉄考』伊藤博文『秘書類纂14 実業・工業関係資料』原書房、1970年2月、復刻版、所収)。それは、釜石、中小坂、仙人山、松尾、山越内といった5カ所の鉄山買収費として51万7500円が計上されていた。小花は製鉄所取調委員であるから、こうした案が検討されたことは確実である。つまり、釜石の再官収という案は、議論の対象になっていたことは確実である。しかし、議会を目前にひかえ、この案は現実性を欠いていた。

6) 三枝・飯田第1章、第1,2節。小林正彬『日本の工業化と官業払下げ』(東洋経済新報社、1977年12月、第7章)。岡田廣吉「釜石銑鉄山と高炉製鉄」(岡田廣吉『近代日本の技術と社会』2,平凡社、1990年9月)

年陸・海軍省と工部省の三省共同による一大製鉄所建設構想⁷⁾に編成替えされて、釜石は、高炉建設、附属施設の建築を官費によって大規模に推進してゆくことになったのである。

工部省の総支出額 2962 万円（興業費，1870 年度 - 1885 年度）のうち鉱山投資（興業費，933 万円）のしめる割合は 32%であり、鉄道について高い位置をしめている。鉱山投資のなかの 26%が釜石の興業費（238 万円）であり、鉱山投資の最大のものとなっていたのである。軍事目的という国家的な位置づけからくる重要性がこうした投資の実態を示していたのである⁸⁾。

釜石の第 1 次操業は、1880 年 9 月 10 日火入れ～12 月 15 日製鉄作業停止、第 2 次操業は、1882 年 3 月 1 日⁹⁾ 出鉄～9 月 12 日製鉄作業停止となっている。この間製鉄の製造は、約 5821 トンであった¹⁰⁾。しかし、木炭燃料の不足、火災など不測の事態にも見舞われ、十分な成果をあげることはできなかった。工部省の下での釜石の事業は、連年損失を重ね、1882 年 12 月には、釜石鉱山を廃止する報告が伊藤彌次郎より報告され、83 年 4 月には廃止された¹¹⁾。製鉄事業の関連設備は官庁および民間企業へとばらばらに払い下げられたのである¹²⁾。工部省の当初の軍器生産素材を供給する釜石製鉄所構想は、無惨な失敗に終わったのである。釜石製鉄所は、小型高炉と錬鉄生産を結びつけたいわば「鋼の時代」以前の段階の構想であった¹³⁾。

< 釜石閉鎖の原因 >

官営釜石製鉄所の閉鎖の要因については、三枝・飯田前掲書によって明らかにされている。また、「釜石及仙人鉄山巡視報告」としてまとめられ、一応の総括も出されている（1893 年）。それは、7 つにまとめられている。

鉄鉱原料の調査が精密ではなかったこと。

鉄鉱採掘地域が狭く、周辺を精密に調査していなかったこと。

木炭・石炭の供給が欠乏したこと。

7) 石塚裕道『日本資本主義成立史 明治国家と殖産興業』（吉川弘文館，1973 年 10 月）250 - 256 頁。鈴木淳論文をも参照。

8) 石塚裕道前掲書，108 頁表 2 - 1 - 1。

9) 「工部省沿革報告」の月日を採用。『鉄と共に百年』総合史（新日本製鉄株式会社，1986 年 10 月，45 頁）では杉山輯吉「釜石鉄山精礦ノ景況」（『工学叢誌』第 6 号，1882 年 4 月）を採用している。杉山によれば、火入れは 2 月 28 日である。

10) 富士製鉄株式会社『釜石製鉄所七十年史』（1955 年 10 月）25 頁。

11) 「工部省沿革報告」（明治 21 年 8 月，大蔵省）大内兵衛，土屋喬雄編『明治前期財政経済史料集成』第 17 巻ノ 1，明治文献資料刊行会

12) 工部省における製鉄事業およびその時期の製鉄所の構想については、鈴木淳『製鉄事業の挫折』（鈴木淳編著『工部省とその時代』山川出版社，2002 年 10 月）を参照。鳥羽欽一郎「岩手県釜石における初期製鉄事業」（『早稲田商学』第 174，175 号）をも参照。

13) 鈴木淳前掲論文 172 頁。

鉱山と製鉄所の運搬手段が不便であったこと。

鉄類の需要が少なかったこと。

銑鉄の原価が高かったこと。

技術の未熟。

以上 7 点に集約されている。釜石の失敗は、官業末期当時考えられていた鉄鉱資源の欠乏、木炭不足によって起ったものではなく 7 つの要因が複合して起ったものであることはほぼ明らかである。問題は、当事者たちが、閉鎖の時点ではたしてどのような認識をもっていたかということである。あるいは、釜石の評価はどのようなものであったのかである。公式には、木炭、鉄鉱資源の不足(埋蔵量評価の当初の見込みとの相違)ということが閉鎖の大きな原因となっている。現場の責任者はこのことは認めつつも、このまとめとはやや違った観点からとりあげている。まず公式の廃止の理由について見てみよう。

1882 年 12 月 5 日佐々木高行工部卿が、廃山を申し出たものでは、次のようにのべて釜石を長期にわたって保持することの困難さを指摘している。

「営業上ノ損益比較ヲ以テ熟察計畫スルニ到底永遠保持之見込無之仮令從來之方法ヲ変シ^(ママ)鉱炉其他ノ装置ヲ省減シテ行業スルモ此上些少之金額ヲ以テ該山ヲ保ツコト能ハス然ル上ハ此際断乎廃山之見込ヲ以テ夫々手順ヲ定メ寧口現今貯蓄ノ諸物品等欠損不相成内相当ノ価格ヲ以テ売却シ漸次閉鎖候外有之間敷ト致判定候」¹⁴⁾

この申請では、釜石の製鉄所の長い期間にわたる保持が費用的に困難であることを述べているにすぎず、技術的困難あるいは埋蔵量の問題を言っているのではないのである。事業が失敗に終わったことは確かであるが、すぐに利益を生み出す見込みがなく、長期間の保持に耐えられないということである。財政的な観点から切り売り方針を提起し、それが承認されたのである。

それではこうした結論に達した根拠はどこから来ているのであろうか。この伺いには 2 人の技師と書記官の添付書類がついている。

< 現場技師の認識 >

これらの実際の釜石の事業に関係した人々はどのように考えていたのであろうか。少技長であった足立太郎は意見を提出していた。

「足立少技長上申書」¹⁵⁾ では、

14) 佐々木高行工部卿より三条太政大臣宛「釜石鉄山行業処分之儀二付伺」1882 年 12 月 5 日(『公文別録』工部省第 1 巻明治 15 - 16 年)

15) 「足立少技長上申書」(1882 年 11 月 27 日)(『公文別録』工部省第 1 巻明治 15 - 16 年)

木炭の命脈はこのまま操業すると 2 年で尽きてしまう，また鉄山の埋蔵量も長期間の供給に耐えることはできない。

製造原価が高く損失がでてしまう。銑鉄ではトン当たり 11 円 45 銭（製造原価 41 円 35 銭），錬鉄では同じくトン当たり 68 円 73 銭（製造原価半製錬鉄 83 円 66 銭 7 厘，角平鉄 140 円 92 銭 1 厘）の損失がでてしまう。国内需要のあり方がこうした損失の要因になっている。これに関連した説明は，興味深い内容である。

「海外輸入ノ鉄類ハ普通ノ粗品我釜石産ハ最上等ノ品質」であるが「鉄ノ需用ハ概子小形ノ鉄物又ハ釘其外全国ニテハ数千トンノ需用ナレトモ鉄質ヲ撰フノ要用ハ極メテ希少又優劣ノ比較ハ度外ニ置キ只市価ノ廉ナル市場ノ優物タルノ景況是第一ノ損失ナリ」

釜石の銑鉄は品質はよいが，質を考慮せず，価格だけで銑鉄を評価する国内市場のあり方に釜石の製品がマッチしていないということを主張しているのである。品質の良し悪しは，用途としての問題を考慮する必要がある。上述のように，釜石の当事者はこの時点で銑鉄の品質はよいものとみていた。

に関連して足立が次のように言っている。「製銑ノミナレハ操業ノ熟練ニ依リ多少ノ費用ヲ減少スベケレドモ」，錬鉄の損失は 70 円前後となり錬鉄は廃業せざるをえない。しかし製造されるところの銑鉄は 4 号以下のものは錬鉄用にしか用途がなく「他ニ買収スル工場無キニ於テハ製銑ト両業車輪ノ如ク壹輪ヲ欠テ全車安立セズ重大ノ関係アリ」

釜石の製鉄所が，高炉と錬鉄，鋼材を生産する垂直統合された製鉄所であり，錬鉄の不調が全体の業績悪化の要因となっていることを指摘しているのである。そのことはまた，製銑部門（高炉操業）の悪化を導いたとしているのである。

続けて次のようにのべている。「^(ママ) 礦石充分ニシテコーク其支用ニ堪ルトスルモ海路ノ運賃石炭ノ価格現今ノ比例ナレハ政府巨額ノ欠損補填ヲ否ムニ於テハ本業維持ノ目途無之他日坑業精良ニ赴キ炭価下落海運盛大ニ赴キ運賃低落ノ時季ヲ待ツテ再開スル却テ前途確實ノ目途ナルベシ依テ一時本場ヲ閉鎖シ無用ノ費目ヲ節減スルノ見込ナリ」

足立は，佐々木工部卿の意見書とはことなり，石炭価格の下落と海上運賃の下落をまって，高炉操業によって釜石を再興することは可能であると考えていたのである。したがって，足立の意見を敷衍すれば，ばらばらに解体してすべてを売り払うというその後の乱暴なやり方とは明らかにことなっていた。

足立は，それ以外に，職工の不熟練，海運運賃の高価，技術の拙劣をあげている。これらの点は重要な問題ではあるが，^(ママ) は創業期の問題であり，^(ママ) はいわば釜石の創業とは直接には関係のない外的な環境の問題である。

次に添付された鉱山局佐藤大書記官の上申した「釜石鉱山実況之儀ニ付上請」（1882 年 12 月 4 日）は，あまり多くを語っていない。

ゴットフレーの調査が不十分で、鉍石の埋蔵量の推定を誤った。したがって、「最早他二挽回維持ノ考案無之」と足立、伊藤の報告書を鉍石埋蔵量の推定の誤りと解釈しているのである。

<伊藤彌次郎の意見書>

伊藤彌次郎が提出した「伊藤少技長意見書 釜石事情」(1882年12月)¹⁶⁾を検討してみよう。確かに伊藤は鉍山知識も豊富でその意見書の質は高いものである。伊藤は、釜石建設の目的をスエーデンにおける木炭製鉄を手本に、品質の高い製鉄事業をめざしていたということを明らかにしている。このことは重要である。周知のとおり、スエーデンにおける木炭銑鉄は、燐、硫黄分などの低い高級銑鉄であり、兵器素材としても貴重なものとされていた。釜石がこうしたものをめざしていたことを伊藤は指摘しているのである。イギリスへの設備の発注は、スエーデン・スタイルの製鉄所であった。しかもそれは「釜石ノ鉄山八無尽蔵ノ礦石ヲ埋蓄シ加之山林曠漠ニシテ無量ノ炭木ニ富メリト云フ伝聞ニ基キ」設計されたのである。しかし、実際には鉍石埋蔵量、木炭は全く予期に反したのである。

さらに伊藤は、木炭の不足から操業の過程で石炭の利用に切り替えたがそこでも大きな壁にぶつかったのである。「諸物品運搬ノ不便ヨリシテ石炭ハ非常ノ高価ニ上リ之力為メニ鍊鉄製造ノ業モ終ニ収支相償ハサルノ困難ヲ来セリ然ラハ則チ寧口此鍊鉄ノ業ヲ停止シテ単ニ銑鉄製造ノミニ従事セン乎茲ニ又避ク可ラサルノ一大困難アリ如何トナレハ毎日炉中ヨリ出所ノ銑鉄ハ壱号ヨリ六号マテノ品位六種ニシテ四号以下白鉄ノ類^(ママ)ハ大概鍊鉄製造ノ外世間ノ需用最モ希少ナル品種ナリ素ヨリ炉中ノコトハ技術家ト雖モ彼是随意ニ之ヲ取捨スルヲ得又故ニ普通用ノ一ニ三号ノ銑鉄ノミヲ得ル能ハス」

日本の国内需要に即した銑鉄を大量に生産することはこの時点では困難であり、高炉を制御して市場の需要に対応した銑鉄は製造できなかったのである。「白鉄」は白銑と思われる。官業時代においては、高炉温度を十分あげることができず、銑鉄鋳物などに需用の多い鼠銑はできず、白銑しかできなかった¹⁷⁾。日清戦後期になっても安定的に鼠銑を製造することはできなかった¹⁸⁾。

伊藤は次のような提案をしている。

16) 「伊藤少技長意見書 釜石事情」(1882年12月)(『公文別録』工部省第1巻明治15-16年)

17) 近世日本においては、白銑は砂鉄から生産されており、白銑を包丁鉄(鍊鉄)にして加工品を生産していた。したがって、たたら銑との競争にさらされていたのではないかと思われる。釜石田中製鉄所においても安定した鼠銑を製造することはできていなかった(拙稿「洋鉄輸入の歴史的意義」(高村直助編『明治の産業発展と社会資本』ミネルヴァ書房,1997年12月,322-324頁)

18) 釜石銑鉄は、用途が必ずしも市場の要求にマッチしたものではなかった。大阪砲兵工廠による使用によって安定的な市場を得たが、その大阪でもマンガンを添加するなど利用を工夫せざるをえなかった(三宅宏司『大阪砲兵工廠の研究』思文閣,1993年2月,124-127頁)。

「一旦釜石ノ事業ヲ停止スルニ於テ他日十分ノ計算ヲ立一日凡ソ銑鉄数噸ノ小量ヲ製出スルノ計画ヲナシ以テ極上等ノ刃物用ニ供スル鋼鉄等ヲ製出セ八畜ニ該業ヲ永遠ニ維持スルノミナラス幾分力頭初ノ目的ヲ達スヘシ該地方ノ如キ運搬不便ノ隙僻ニ於テ嵩高ナル廉価ノ物品ヲ製造スルハ抑策ノ得タル者ニ非ス是以テ余ハ今断シテ小量ニシテ貴重ナル鋼鉄又ハ上等鍊鉄ヲ製出スルヲ以テ最上良策トス」と結論している。

伊藤は、釜石の施設を解体してばらばらに売却するようなことを提案しているのではなく、一旦停止することを提案し、小規模な製鉄所として再開することが可能であることを述べているのである。伊藤の意見もまた、実際にとられた釜石の施設をばらばらに売却するような措置とはことなっていた。釜石再興の可能性を主張していたのである。

以上のことから明らかなことは、第一に、木炭の不足と石炭価格の高値という燃料経済の限界につきあたっていたこと、第二に、鉄山埋蔵量が少ないということ、この2つの点は両者とも認識していた。第二の問題は確かにおおきな問題ではあったが、それは後に否定されてゆく。

第三に、重要なことは、伊藤、足立ともに、銑鉄 鍊鉄一貫製鉄所として計画された釜石製鉄所は、市場の動向や地理的条件を勘案すれば、再興の可能性がある」と指摘しているのである。釜石の現場の責任者は、単に釜石を閉鎖してばらばらに解体することではなく、その再興の方策があることを主張していたのである。いわば、政府のとった実に乱暴な解体策とはあきらかに異なる提案をしており、その再興の可能性を指摘していた。こうした意見を当然田中からは聞いていたはずである。

第2節 海軍省への譲渡決定から取消へ

<海軍への釜石譲渡とその挫折>

1886年2月には、釜石の機械建物、所属地などは、大蔵省の所管となっていた。大蔵省としては、維持費用ばかりがかかり、措置にこまっていたといわれている。

そうした中で、釜石は一旦、海軍省への無償譲渡が決定していた事実がある。以下その過程をやや詳細にみよう。

1886年7-8月にかけて、海軍の御雇い外国人ベルタン（Louis Emile Bertin）¹⁹⁾は、釜石を巡検した²⁰⁾。釜石にはベルタンがつく以前に、まずフランス軍艦が入港し、鉾山局を見ていた。その後7月21日ベルタンと桜井省三がフランスの軍艦で釜石に入り、鉾山局の鍊鉄設備など

19) ベルタンは海軍省が技術指導者として、1886年2月雇い入れ、1890年2月解雇した（ユネスコ東アジア文化研究センター『資料御雇外国人』1975年5月、400頁）

20) 『東京日日新聞』1886年7月28日。『明治十九年公文雑輯付録人事』上巻二（防衛庁防衛研究所所蔵）によれば、海軍三等技師桜井省三はベルタンとともに7月19日より8月2日まで釜石に出張した「出立御届」「帰京御届」がでており、明らかに公的な出張であったことが確認できる。

を閲覧したのである²¹⁾。ベルタンらは、製鉄所を再興することが可能であるかどうかを確認するために、廃鉱となった釜石を訪ねたのである。ベルタンは、釜石の設備を利用して、海軍において製鉄事業を開始することを検討したことは確実である。釜石は、これを契機に再び世の注目を浴び始めた。地元の釜石ではこの時期コレラの流行や火災などで冷え切っており、再興に対する期待は高まっていたのである²²⁾。

この7月の巡検をへて、9月に海軍から釜石の設備について無償譲渡の要求が提出されたのである。この当時の釜石は、鉱山として、それほど大きな期待をされていたわけではなかった。しかし、海軍が鉄を製造する方向をもっていたことは、以上の事実からも確認することができる。また、1887年6月小花冬吉をフランスのクルーズに派遣し²³⁾、砂鉄試験をしていたことから明らかなことである。海軍は、むしろ国内資源として、砂鉄利用の可能性も模索していた時期であった²⁴⁾。

ベルタンの巡検から約1月後、彼の建言をいれて、海軍省は、釜石の無償譲渡を大蔵省に申し入れた。すなわち、以下の史料はそのことを具体的に示している。

「旧釜石鉱山備付ノ諸機械及建物共現在ノ儘悉皆無代価ヲ以テ譲受度旨海軍省ヨリ照会ノ趣有之候処右八当省（二）於テ使用ノ見込無之二付同省照会ノ通此際無代価ヲ以テ譲渡ノ上該鉱山所属用地ノ儀八湊テ内務省へ及返付候條此段及報告候也

明治十九年九月十七日

21) 『岩手新聞』（1886年7月19, 20, 24日）

22) 『岩手新聞』（1886年4月12日, 9月9, 12日）

23) 秋田鉱山専門学校『小花冬吉先生』（1933年5月）83頁。

24) 日清戦争のさなかに、海軍の技術者であった若山鉉吉「軍国の独立と製鉄事業の関係を論ず」のなかで次のように述べていることは注目に値する。「明治十八九年に至り之れを口にする者漸く増加したれども其論拠は重に製鉄機械器具類の輸入比（此）年に増加するの傾向あるを防遏すべしと云ふに在りて未だ軍国の独立に及ぶ者少なりき当時釜石の鉄山は殆ど望なき者如く視做され而して釜石以外の地には岩鉄の産出殆んど絶無なるが如く考へられしを以て更に砂鉄より鋼鉄を製出すべしとの希望を生じたり是に於てか技師小花冬吉氏松方大蔵大臣の命を奉じ広島県下産出の砂鉄五七十噸を携帯し仏国のクルーズ製鋼の研究を囑託せり其結果たるや純良の材料を得られざるにはあらざるも製造法の極めて煩雑なる為め價格非常に不廉なりとの報告に接したり然れども兎に角砂鉄より鋼鉄を製出し得らるる以上は砂鉄調査の必要ありとし松方大蔵大臣より時の海軍大臣西郷伯に依頼あり西郷伯乃ち海軍省雇顧問技師ベルタン氏及び余を派出し実地を調査せしめたりベルタン氏等は石州雲州に接する広島県下に於ける砂鉄産地を巡回し第一に其採取方法を調査したるに外国人の眼を以てするも日本に於ける砂鉄採取方法は最も廉価なるものと認めたるを以て採取方法には左迄改良を加ふるの必要を見ざりしと雖も……」

若山鉉吉「軍国の独立と製鉄事業の関係を論ず」『時事新報』1895年12月4日

若山鉉吉は、横須賀海軍製鉄所の伝習生であり、フランスに派遣された留学生である。海軍省の技術者として艦船建造にたずさわった（富田仁、西堀昭『横須賀製鉄所の人びと』有隣堂、1993年6月、156, 160頁）

大蔵大臣伯爵 松方 正義

内閣総理大臣伯爵 伊藤博文殿²⁵⁾

海軍省は、機械及び設備の無償譲渡を大蔵省に要求し、大蔵省はその要求を受け入れ、鉱山所属用地は内務省に返却することになったのである。海軍省への設備譲渡は、海軍省がこの時点で、製鉄業を自ら営もうとする意思を示していたことになる。特に釜石の鍊鉄製造設備を横須賀において利用しようとする計画は実際に存在していたのである。9月には艦船天城が釜石に來航し、釜石の設備を再調査し、その設備機械の「盛壯」を確認していった²⁶⁾。しかし、釜石の再開には、政府内でも意見の対立があったようである²⁷⁾。また、海軍省としても製鉄業を自ら営むことに成功の確固たる自信があったとは思えない。2ヵ月後、この釜石の製鉄設備の横須賀移築計画は断念されたのである。

「本年九月十七日付乾第一三九二号ヲ以テ及報告置候旧釜石鉱山備付ノ諸機械及建物共海軍省へ譲渡之義八同省当初ノ意見二於テハ横須賀表へ移築スルノ計画ナリシカ該地ハ水源乏敷到底其用水二差間エルニ付現在ノ儘使用ノ方二種々詮議シタルモ何分費用等ノ点ニ於テ不都合不勘趣ヲ以テ該諸機械等讓受之義八取消度旨今回同省ヨリ照会之次第モ有之候ニ付テハ即最前ノ報告書八取消候條此段更ニ及報告候也

明治十九年十一月廿二日（十二月一日総理大臣回覧了）

大蔵大臣伯爵 松方 正義

内閣総理大臣伯爵 伊藤博文殿²⁸⁾

これらはいずれも伊藤博文総理大臣に回覧されており、政府部内での了解済みのことであったことはあきらかである。つまり、横須賀への移築を計画したが、地理的にみて水量の条件がなかったこと²⁹⁾、経済コストの面での確実性がなかったことが横須賀への設備移築を断念することになったのである。新聞によれば、総理大臣伊藤博文が海軍による釜石の再興に反対した

25) 『明治十九年公文雑纂 大蔵省五 一五』(国立公文書館蔵)。松方が、釜石の海軍移管を望んでいたことについては、西川誠「佐々木高行と工部省」鈴木前掲書 249頁。

26) 『岩手新聞』(1886年9月10日)

27) 『岩手日日新聞』(1886年11月17日)

28) 注 25) に同じ。

29) 横須賀造船所(海軍工廠)は、幕末に建造された横須賀製鉄所から発展しているため、製鉄所を中心に海軍施設が漸次拡充された。したがって、佐世保、呉、舞鶴、大湊のように計画的都市づくりが行われなかった。そのため、軍港に不可欠な水利施設は軍事施設の拡充に対して遅れ勝ちであった。「横須賀の地の最大の障害は水利」であるともいわれていた。走水の湧水を利用した軍用水道の工事が終了したのは1876年であったが、水をめぐる横須賀の状況は悪化していた(田中宏巳「横須賀海軍工廠と発展と海軍水道の建設」、上山和雄編『帝都と軍隊』日本経済評論社、2002年1月160-169頁)

とのことであった³⁰⁾。

海軍の払い下げ断念の 2 ヶ月後 87 年 2 月に田中長兵衛は「官山及諸器械御払下願」「素志書」³¹⁾を提出し、5 月に破格の条件で田中が入手するという経緯を我々は確認することができる。一方、田中は 85 年頃から釜石に残置された木炭、鉾石の払い下げをうけ、土地を借りて、幕末に大島高任の建設した同形高炉（官営時代の建設されたものではない）によって 86 年 10 月出銑に成功したのである。

以上の事実は、通説的な説明に対するいくつかの興味深い事実を示唆しているのである。

第 1 に、海軍は、製鉄事業を実行する計画をもって、釜石の無償譲渡を要求していたことである。この事実は、通説的にはまったく注目されることはなかった。海軍が少なくとも、ベルタンの建言にしたがって 1886 年後半には製鉄事業の計画をもっていたことを確認することができる。しかし、それはコストの問題と予定した横須賀の立地条件から断念しているのである。

第 2 に、田中の高炉操業実験の最中に、海軍が釜石設備払い下げを要求していることである。両者の過程は完全に重なっているのである。そして、横山等の成功の目途がついた後、すぐに海軍は無償譲渡要求を取り下げたのである。海軍の製鉄事業計画は、多くの人々の注目をあびたが、そのことは田中らの事業計画を促す、あるいは価値を再認識させることになったことは確実である。ただし、海軍の無償譲渡断念の背後にあったと推測される政治的対立については今のところあきらかではない。

以上のことは、海軍は、ベルタンの助言にしたがって、釜石設備を横須賀へ移築する計画をもっていたが、あっさりと放棄していたのである。つまり、海軍省は、この時点で製鉄事業を積極的に自らの手で遂行しようとする意図はもっていなかったこと、あるいは、ベルタンの帰国後にその方針を変えたことを示すものである。なぜなら、もし海軍が、製鉄事業を軍器の自給のために必要と考えるならば、成功の目途がたった高炉製鉄事業の譲渡を容認するとは考えられないからである。勿論、横山らの成功は未だ不確実な要素をもっていることは否めないが、製鉄事業を積極的に進める意図をもっていれば、譲渡決定が決まった段階で要求を取り下げるのは、いくつかの事情はあったにせよ、不自然である。

海軍の譲渡要求と横山の高炉試業が、重複した過程であったことは、田中側にとっても大きな影響を与えたことは想像に難くない。投資の回収が出来なくなるという危惧が起こってくるから、早急に高炉試業の成功をしなければならならず、横山にかかったプレッシャーも相当なものであったと推測される。田中にとっては、別途金によって始められた製鉄事業が、海軍に譲渡されるリスクにさらされていたのである。

30) 『岩手日日新聞』(1886 年 11 月 17 日)

31) 小林正彬前掲書(213 - 214 頁)、三枝・飯田(86 - 87 頁)。

<釜石の閉鎖から田中長兵衛への払い下げ>

田中長兵衛³²⁾は、83年8月釜石にある原料品の払い下げを受けるために、横山久太郎を釜石に派遣し、売りさばきに従事するが、84年の物価下落で、利益を得ることがなかった。そこで、横山は鉄鉱（焼鉱）の払い下げをうけ、田中より高炉設置費として別途金2000円を借り受け、84年末に釜石工場内の地所をかり、85年1月製鉄操業を始めるのである。86年10月に漸く、出鉄に成功した³³⁾。

84年にはレールなど鉄道関係の製品が阪堺鉄道建設に関連して藤田伝三郎に払い下げられた³⁴⁾。また、浅野総一郎も81年12月に釜石を視察して、一部の機械や部品を購入し、それを処分した³⁵⁾。82年には渋沢栄一と相談して製鉄業の意欲を見せたが、工部省の情報を聞き、結局断念した。

誰も払い下げの希望のないような設備、鉱山を、田中が払い下げを受け、製鉄事業に邁進したことになる。しかし、浅野の自伝によれば、全くことなつたことを指摘している。

「官業の中で払下げ残りの大きなものと言へば、釜石鉱山と兵庫造船局との二つであるが、惣一郎が望むのは、釜石の鉱山であった。セメント工場は、世間から厄介視せられた代物であるが、釜石鉱山と兵庫造船局とは、猛烈な競願で、官海に時ならぬ渦を巻かしたものである。³⁶⁾」

この指摘は、従来ほとんど検討されていなかった。最もすぐれた著作である三枝・飯田著82-83頁でも、浅野が釜石の設備の一部の払下げを受けたことを指摘して「釜石鉱山の場合は、他官営諸鉱山と同じく一応はあの「工場払下概則」の線に沿った払下げでありながら、本質的には製鉄事業の失敗による政府の経営放棄であるから、のちに事業の採算への見通しがななら約束されていない以上、民間実業家のなかから進んで製鉄諸設備を購入したり、いわんや鉱山

32) 田中長兵衛（1834年生まれ）は、鉄屋の屋号で安政年間に麻布飯倉において金物商を開いていたが、三田の薩摩屋敷への出入りが許されるようになると薩摩屋敷の出入り商人となった。田中長兵衛は、薩摩藩の兵糧方となり、京橋北紺屋町大根岸に移転した。明治維新以後、官省御用達商人となり、陸海軍のまかない方を引き受け蓄財が進んでいった。飯田賢一によれば、和洋鉄材の輸入調達をやっていた商人という証拠はないとのことである（飯田賢一『日本鉄鋼技術史論』三一書房、1973年4月、417-439頁）。

33) 工藤伴庵『横山久太郎翁伝』7-17頁。『釜石市誌』通史、（1977年3月、195-196頁）

34) 宇田正「官営釜石鉱山鉄道資材の払下げと阪堺鉄道会社の成立」（『追手門経済論集』第1巻第2号、1967年3月）参照。

35) 小林正彬前掲論文98頁。『日本鉄鋼史』明治編111-116頁は、浅野総一郎の伝記を引用している。この伝記の記述は人物名をはじめ誤りがあるので注意する必要がある。しかし、浅野が実際に現地を訪れ、釜石に関心を示していたことは事実である。伝記では渋沢が伊東巳代治とあって話を聞いたとあるが、それは事実であろう（但し伊藤彌次郎の可能性もある）。『日本鉄鋼史』明治編では、田中が浅野の「熱心な競争相手であったかどうかは疑わしい」（116頁）と評価している。当時釜石の埋蔵量の推計が過小評価されていたから、釜石の評価が低かったことは事実である。浅野は、田中の政治的工作によってしてやられたとしている。

36) 浅野総一郎『浅野総一郎』（浅野文庫、1923年6月、352頁）、『日本鉄鋼史』明治編では、この箇所を省略して引用している。また、その後の研究も、この点をほとんど無視している。

の経営をひきついでゆこうなどという人物は容易にあらわれてこない」と叙述している。横山らの苦心惨憺による製鉄事業の推進は事実であると推測されるが、この過程については、浅野の指摘を考慮にいれて、もっと検討して行く必要がある³⁷⁾。さらに、横山らは、海軍の無償譲渡意見書の提出を知り、焦慮にかられていたことはまちがいない。7 - 9 月にかけて、『岩手新聞』には頻りに釜石の海軍への譲渡に関する記事が掲載されていたのである。

いずれも明治 16 - 19 年頃、釜石に投資した機械設備、在庫の原材料をめざして、何人かの政商が払下を申請していた。政府は切り売りにまわっていたが、1886 年になると海軍の無償譲渡意見書の閣議決定という事態で大きな変化を見せ始めていたのであった。

そもそも、田中に製鉄事業を勧奨したのは、松方正義であるといわれている。田中は松方の勧めで、釜石の実地調査をおこなって、その結果釜石の事業への意欲をしめし³⁸⁾、田中は、1884 年地所 1000 坪を借用し、鉱石、木炭の払下をうけ³⁹⁾、2500 円を投じて、大島高任の構築した高炉と同じ様式のものを建造し、1886 年 10 月 16 日にいたり、ようやく操業に成功したのである。払下願いは 87 年 2 月に出されたのである。

1887 年 4 月 30 日閣議に払い下げの議が稟請され、5 月 4 日議議のとおり、閣議を通過したのである。こうして田中に対する払い下げが決定した。こうした事実は既に多くのところで明らかにされている。以下の史料は、釜石の払い下げにかかわる閣議稟請の書類である。

「当省所轄岩手県下陸中国閉伊郡旧釜石鑛山現存ノ諸機械及建物其他所屬地等今般東京府平民田中長兵衛ヨリ払受ノ義願出候處抑該物件八曩二廢山ノ当時旧工部省ニ於テ売却ノ見込ニ有之候得共其後相当ノ望人無之終ニ處分未濟ニテ欠損払ニ相立昨十九年二月中当省へ引継有之然ルニ当省ニ於テハ将来所用ノ目途モ無之徒ニ保存ノ為メ無用ノ失費ヲ要スルノミナラズ腐蝕損傷ノ憂モ有之就テハ早晩之ヲ處分スルノ見込ニ候處同人願出ノ趣ハ該物件ヲ利用シテ既廢ノ鉱業ヲ再興スルノ目的ニ有之且同人ハ從來該鑛山官用地之一部分ヲ拝借シ専ラ製鉄事業ニ従事シ多年ノ実験ヲ積ミ追々良好ノ結果ヲ得ルノ傾アル趣ニモ有之旁願聞届候得ハ彼此好都合ト存候ニ付該地所建物其他物件共価格金三万円ヲ以此内五千円ヲ即納セシメ残金貳万五千円八向十ヶ年賦ニシテ悉皆同人へ払下候様致度右ハ内務省へ協議濟ニ有之候條此段閣議ヲ乞

明治廿年四月三十日

大蔵大臣伯爵 松方 正義

内閣総理大臣伯爵伊藤博文 殿

37) 浅野は、工部省の伊東巳代治（伊藤彌次郎の可能性もある）にだまされたかのような回想である。渋沢と伊東の会談の内容を浅野が聞き、渋沢が後退して、浅野も断念したとなっている（注 35 参照）。

38) 金田敬三『近代日本鉄鋼業の始祖 横山久太郎』（岩手東海新聞社、1957 年 10 月）12 - 13 頁。

39) 田中長兵衛「素志書」（1887 年 2 月、三枝飯田著 87 頁）によれば、土地は「拝借」である。前掲『横山久太郎翁伝』10 頁をも参照。

請議ノ通

明治二十五年五月四日」⁴⁰⁾

以上の史料は、次のようなことを意味している。第一に、田中はすでに製鉄事業の「実験」をおこなっており、一定の成果をおさめ、事業成功の見込みがあること。第二に払い下げ条件は、3万円であるが、5000円で即納し、残額2万5000円は10年間の年賦払いである⁴¹⁾。釜石への興業費投入額238万円、総面積548万3264坪であるから、格段にやすい買い物であった。第三に、1886年2月に大蔵省に釜石の資産はひきつがれ、それが田中へ払い下げられることになった。大蔵大臣は、田中と関係の深い松方正義であった。第四に、同史料では釜石払い下げを「望人無之」としている。それは一般に流布されているが前述のように様々な活動があったのである。

かくして、釜石は1887年5月田中長兵衛にはらいさげられたのである。

小 括

以上の事実から次のことが浮かび上がってくる。

政府の実施した釜石切り売り政策は、伊藤、足立ら当時の現場の考え方とは異なっていた。足立、伊藤らの再興可能性の情報については、当然田中にも伝わっていたはずである。鉄鉱石の埋蔵量の推測が誤っていたことは、後になってわかったことである。彼らによれば、鉄鉱・木炭の不足はあったが、技術的失敗ということではなく、錬鉄損失の大きさが、財政的負担にたえられなかったのである。

海軍は、釜石の錬鉄設備等の無償譲渡を承認されたが、水資源の不足から横須賀移築を断念した。海軍は、無償譲渡を要求しながら、製鉄事業を自ら積極的にいう意思を放棄した。ベルタンの帰国は、海軍の製鉄事業への方針にも影響を与えたものと推測されるが、一旦提出した意見書を2ヵ月後に取り消すという不自然な行動であった。

海軍の無償譲渡決定から1月後に田中は大島式高炉連続操業に成功した。田中の成功を受けて海軍は無償譲渡要求を取り下げた。つまり、この意味でも、田中の連続操業の成功は決定的な意義をもっていたものと推測される。

海軍省は製鉄事業の意思は示していたが、積極的に意思を貫徹しようとするものではなかったことを示している。この過程を客観的にみると、海軍は、田中に製鉄事業を委託したかのような形になったのである。釜石は、その後製鉄所構想では、鉄供給元と位置づけられることになるからである。

40) 『公文類聚』第11編明治20年第4巻所収、国立公文書館所蔵

41) 前掲『日本鉄鋼史』などでは不正確な金額が記されている。

釜石製鉄所年表

1857年	月	釜石（大橋）鉄山洋式高炉の建設着手
1858	5	釜石南部藩の直接稼行
1870		工部省創設
1873		釜石工部省所管に指定
1874		釜石支庁設置
1878		中小坂官営となる，1879年製鉄作業開始
1880	11	工場私下概則布達
1880	9/10	釜石製鉄作業開始，木炭銑，12月15日操業停止
1881		官営中小坂作業停止，82年廃業決定
	2	釜石，倉庫失火
1882	3/1	釜石第2次製鉄作業開始，木炭銑，9月12日操業停止
	12	工部省，釜石鉱山の廃山を決定
1883	4	釜石鉱山分局廃止決定，6月30日廃止
	5	旧官舎陸軍省へ譲渡
	6	小菅丸大蔵省へ交付，共同運輸会社へ
	8	藤田傳三郎，レールなど付属品の私下願い提出
1884		田中長兵衛，釜石工場内の地所拝借，
1885	1	田中製鉄所操業開始
1886	7	ベルタン（海軍お雇い外国人）釜石巡検
	9	海軍省の釜石設備無償譲渡，松方大蔵大臣より伊藤内閣総理大臣へ提出，認可
	10	釜石において田中長兵衛，高炉連続操業成功
	11	釜石の海軍への無償譲渡取り消し
1887	2	田中長兵衛釜石の払い下げ出願
	5	田中への釜石私下決定
	6	小花冬吉フランス，クルーゾー社に派遣
	7	田中長兵衛釜石鉱山田中製鉄所設立

資料）『明治十九年公文雑纂大蔵省五 一五』（国立公文書館蔵）

「工部省沿革報告」（明治21年8月，大蔵省，大内兵衛，

土屋喬雄編『明治前期財政経済史料集成』第17巻ノ1，明治文献資料刊行会）

三枝博音，飯田賢一『日本近代製鉄技術発達史』（東洋経済新報社，1957年5月）